

専用水道のてびき

千 葉 市 保 健 所

目	次
1 はじめに	1
2 専用水道とは	2
3 設置者の義務	
(1) 保健所への申請及び届出	
ア 専用水道布設工事確認申請	3
イ 専用水道変更届	4
ウ 専用水道廃止届	4
エ 専用水道届	4
オ 専用水道工事延期届	5
カ 専用水道業務委託届	5
キ 専用水道業務委託失効届	5
(2) 水道技術管理者の選任	6
(3) 維持管理	
ア 施設管理	7
イ 水質管理	7
ウ 健康診断	7
エ 衛生管理	8
オ 書類等の整備	8
(ア) 受水槽等のチェックポイント	9
(イ) 地下式受水槽のチェックポイント	10
(ウ) 水質基準表（令和2年4月1日改正）	11
(エ) 水質検査	
a 工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）	12
b 浄水の給水開始前水質検査	13
c 浄水の定期水質検査（毎日）	14
d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）	15
e 臨時水質検査（浄水検査）	16
4 保健所への報告	17
5 汚染事故等の緊急時の措置	17
◇ 専用水道関係法令（抜粋）	18～22
◇ 水質検査計画（例示）	23
◇ 毎日検査記録表（例示）	24
◇ 給水設備定期点検記録票（例示）	25、26
◇ 水質検査機関（参考）	27～31

1 はじめに

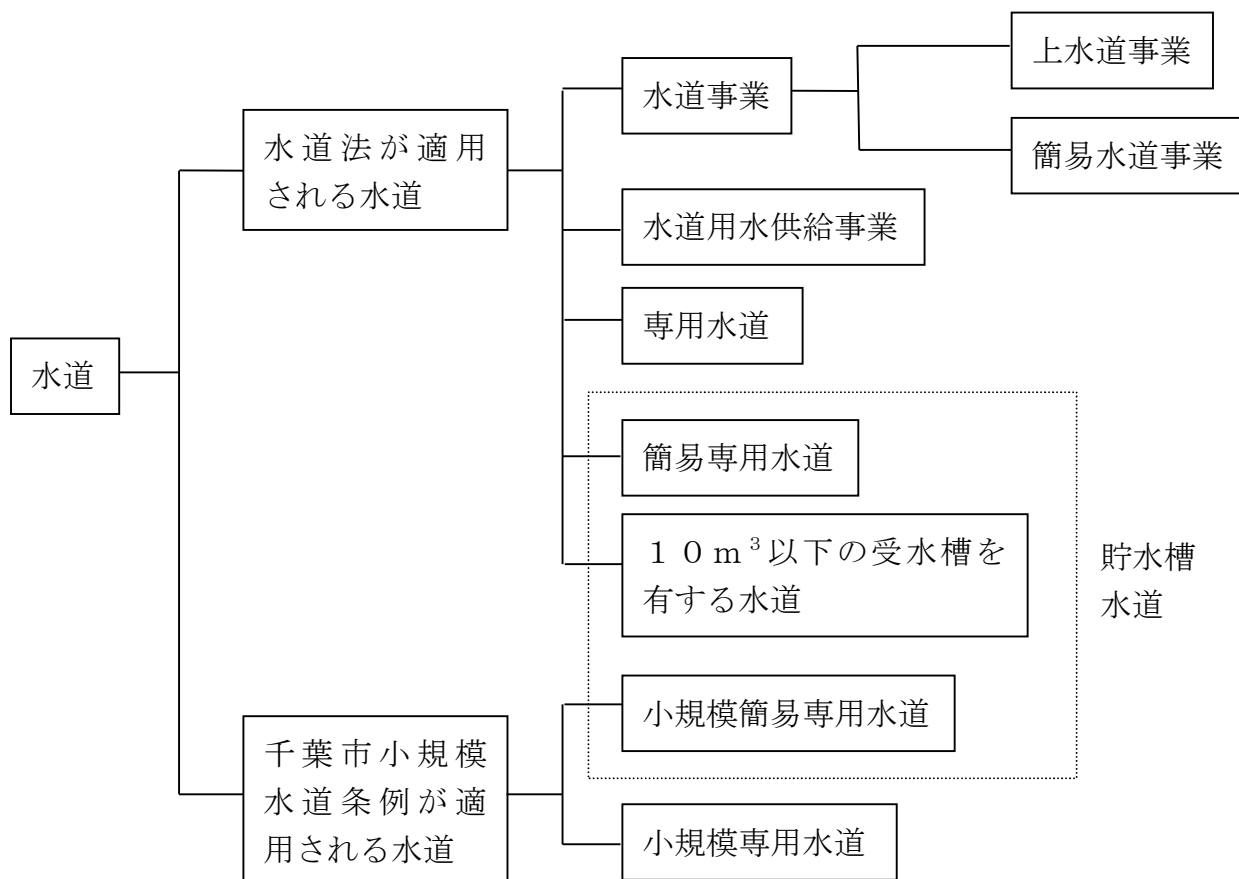
一般に「水道」といえば、県営水道及び市営水道があげられますが、水道法が適用される「水道」、千葉市小規模水道条例が適用される「水道」には、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で「専用水道」は、一般の需要に応じて供給する水道事業と違い、自家用の水道として居住等に必要の水を供給するものです。

又、「専用水道」の設置者は、法律上、水道事業者（県営水道等の経営者）に準じたものであり、各種義務が課せられています。

その中で、特に重要なことは次の二点です。

- 水道施設について新設・増設・改造工事などを行う場合には、工事実施によって衛生的に問題が生じることがないようにするため、保健所への事前の申請が必要なこと。
- 水道施設の管理については、施設規模が大きく、水道に関する知識が必要なため、水道実務経験者である水道技術管理者等が中心となって管理体制の整備を図ること。



2 専用水道とは

□ 専用水道の定義

- ◆ マンション、団地、養護施設等の自家用の水道であって、100人を超える居住者に水を供給するもの。
- ◆ デパート、旅館、レジャー施設等の水道であって、人の飲用等に用いる水の一日最大給水量が20m³を超えるもの。

※ ただし、県営水道、市営水道からの水のみを水源とし、地中又は地表に施設されている部分の規模が口径25mm以上の導管が1500m以下、かつ、水槽の有効容量（六面点検できるものは除く）の合計が100m³以下である水道は除きます。

【用語の説明】

〈自家用の水道〉

社宅・療養所等の居住者等に供給する水道（供給する者と供給を受ける者との間に当該給水についての特別の関係が存在するもの）で、一般を対象として水を供給しない水道をいいます。（一般を対象とした場合は、水道事業になります。）

〈人の飲用等に用いる水〉

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供するものをいいます。

〈一日最大給水量〉

一日に給水することのできる最大の水量です。

ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

- 1 営農
- 2 プール（附帯設備を含む。）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。附帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

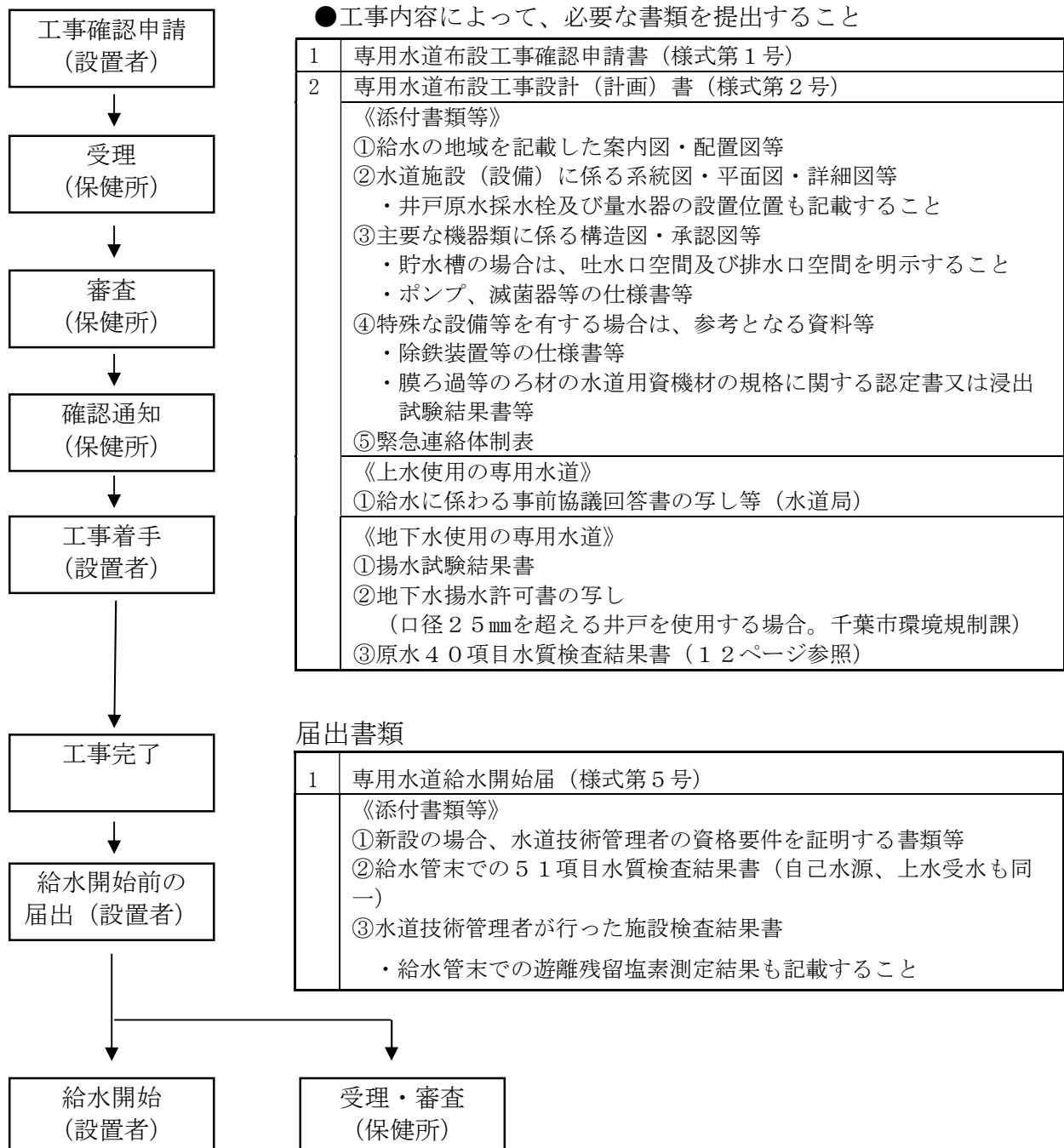
3 設置者の義務

(1) 保健所への申請及び届出

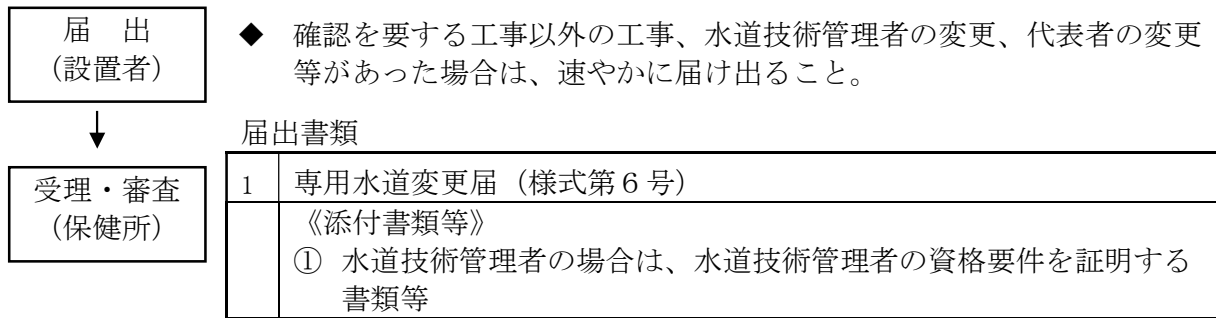
ア 専用水道布設工事確認申請

新設・増設・改造工事を行う場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。

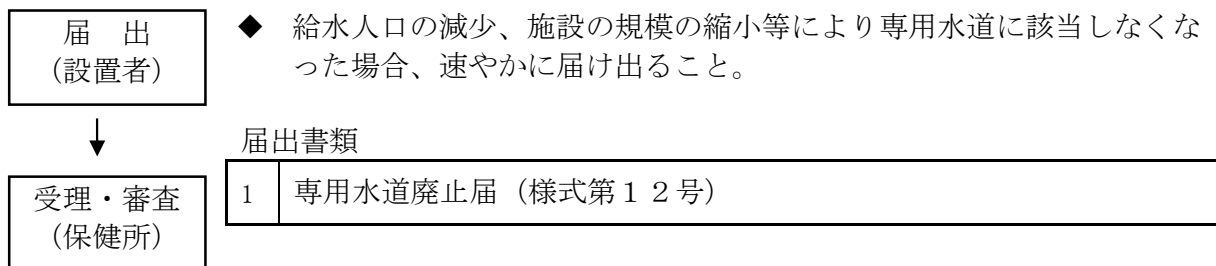
- ◆ 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、専用水道となる場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 施設は、水道法第5条の施設基準に適合するものであること。



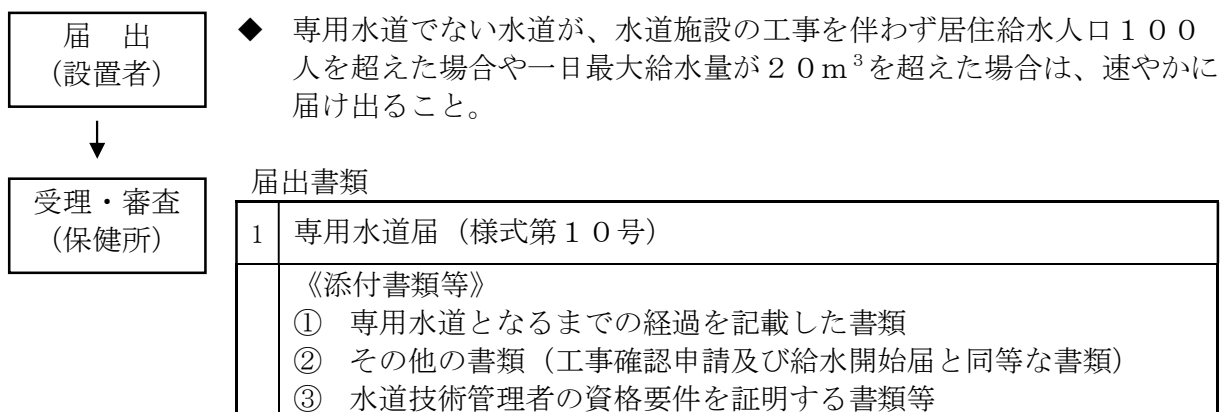
イ 専用水道変更届



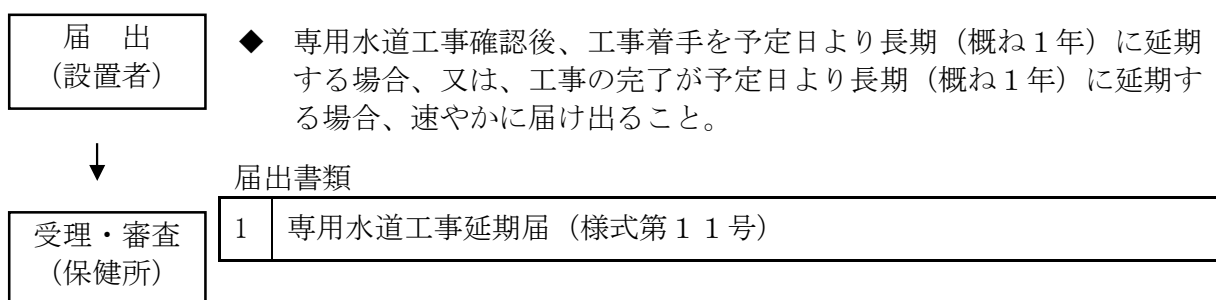
ウ 専用水道廃止届



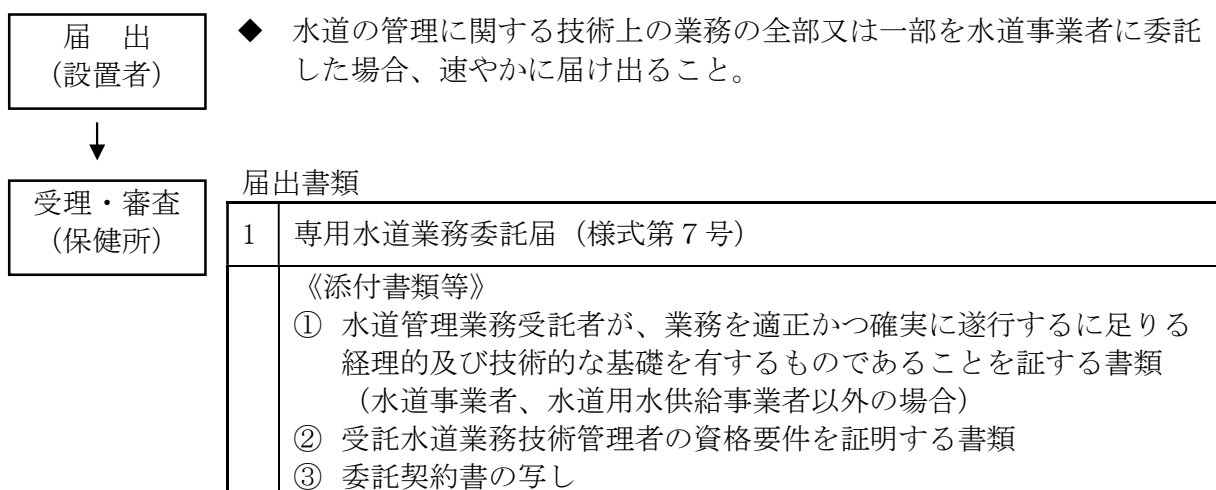
エ 専用水道届



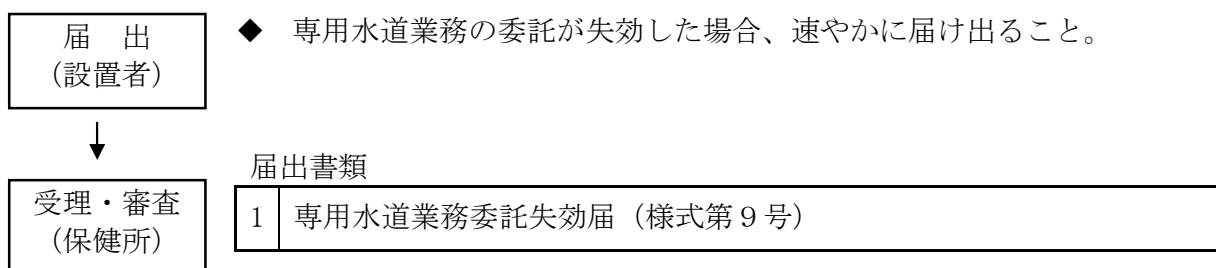
オ 専用水道工事延期届



カ 専用水道業務委託届



キ 専用水道業務委託失効届



(2) 水道技術管理者の選任

- ◆ 設置者は、水道技術管理者を選任すること。
- ◆ 水道技術管理者は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、設置者と協力して次表に示す維持管理を行うこと。

(水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者等に委託した場合は、委託した部分の維持管理については受託者が行うことになります。)

水道技術管理者の業務内容	●水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査 ●給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条） ●定期及び臨時の水質検査（法第20条） ●浄水場などの従事者の健康診断（法第21条） ●塩素消毒などの衛生上の措置（法第22条） ●給水の緊急停止（法第23条） ●給水停止命令による給水停止（法第37条）
--------------	--

水道技術管理者の資格（水道法施行令第7条）

実 務 経 験 年 数				
水道技術管理者として基礎教育を受けた者	専攻の種別 学校 の種別	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程	左記以外の課程
	大学（短期大学を除く） 旧大学令による大学	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	短期大学（※） 高等専門学校 旧制専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)	6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)	8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
	その他	・10年（5年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・外国の学校において上記に相当する課程を、上記に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者。 ・技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年（6ヶ月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・建設業法施行令第37条第1項及第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年（1年6ヶ月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ・国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。		

(注) 数字は、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

ただし、（ ）内は簡易水道及び1日最大給水量が10,000m³以下の専用水道を対象とする。

※ 専門職大学の前期課程を修了した者も含む。

(3) 維持管理

- ◆ 専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

ア 施設管理

水道施設の定期点検	●水道施設各部について定期的（1か月に1回を目安とする。）に点検を行うこと。（24、25ページ 給水設備定期点検記録票参照） ●施設基準に適合しているか確認すること。 ●清潔の保持及び異常の発見に努めること。
水槽の清掃	●受水槽・高置水槽等は、1年に1回定期的に清掃すること。 ●水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行うこと。
水槽の点検	●受水槽・高置水槽等の点検については、9、10ページを参照して行うこと。
修繕等の措置	●点検等により、水道施設の異状を把握したときは、水道施設を良好な状態に保つために修繕等の措置を講じること。

イ 水質管理

定期水質検査	●給水栓における水が水質基準に適合しているかを確認するため、毎日検査及び月別検査を行うこと。（14、15ページ参照）
原水検査	●原則として毎年1回以上消毒副生成物及び味を除く全項目検査を実施すること。（12ページ参照）
臨時検査	●供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うこと。（16ページ参照）
水質検査計画の策定	●毎事業年度の開始前に水質検査の計画を策定すること。（20、22ページ参照）
水質検査の委託	●水質検査を委託する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関と設置者が直接委託契約すること。（27ページ参照）

ウ 健康診断

対象者	●貯水槽清掃に従事する者。 ●水道技術管理者等の水道施設管理従事者。
定期的健康診断	●対象者については、おおむね6ヶ月ごとに健康診断（腸内細菌検査）を行うこと。
健康診断の内容	●病原体（腸内細菌）がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス等）の有無について主に行うこと。 ●感染性下痢症・各種下痢腸炎等による下痢症等にも注意することが望ましい。
病原体検索	●主として便について実施すること。 ●必要に応じ尿・血液その他についても実施すること。

エ 衛生管理

立入禁止措置	●水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠をすること。 ●一般の注意を喚起するように必要な表示をすること。
汚染の防止	●水源及び各施設の周辺は、常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。 ●施設の構内においては、便所、ゴミ捨て場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくこと。 ●し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽等の放し飼い等をしないこと。
残留塩素の保持及び薬品の管理	●給水管末における、遊離残留塩素を0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うこと。 ●病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は1.5 mg/L）以上保持すること。 ●次亜塩素酸ナトリウム溶液・その他浄水処理に使用する薬品について、使用方法及び管理を適切に行うとともに、予備を備え事故に対処できるようにすること。
その他	●水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な対策が講じられるように連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。

オ 書類等の整備

図面等の整備	●水道主要施設の維持管理に必要な配管系統図等を整備保管しておくこと。
工具検査機器等の整備	●日常的な管理及び検査に必要な工具・機器等を整備保管しておくこと。
水質検査・健康診断記録の作成・保存	●水質検査結果、給水開始前の施設検査結果は5年間保存しておくこと。 ●健康診断の結果、施設の点検・清掃・修理等の実施記録は1年間保存しておくこと。

(ア) 受水槽等のチェックポイント

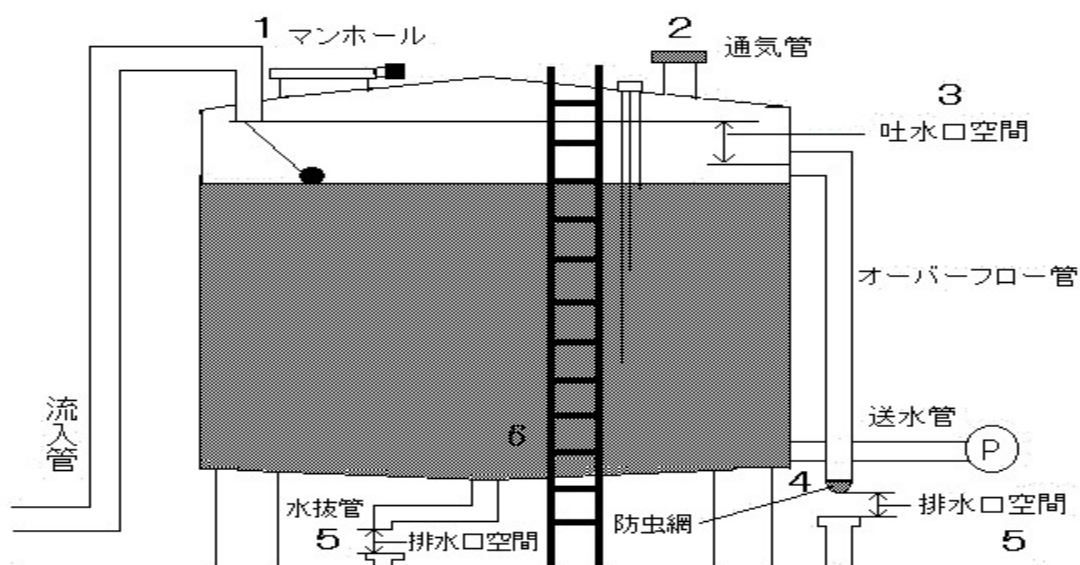
1 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになったりしていませんか？
- ・パッキンがあり、マンホールは密閉されていますか？



3 【吐水口空間】

- ・受水槽の水が流入管に逆流しない為に設けられた空間はありますか？



●吐水口空間の詳細については、『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』（平成九年三月十九日厚生省令第十四号）第五条第1項二を参照してください。

2 【通気管】

- 虫やネズミが入らないように、
- ・通気管の笠はありますか？
- ・防虫網はついていますか？

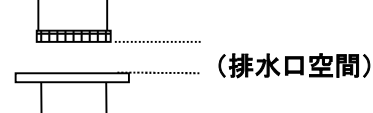


4 【オーバーフロー管】

- 虫やネズミなどが入らないように、防虫網はついていますか？

5 【排水口空間】

- ・下水などを、オーバーフロー管を通じて貯水槽内に逆流させない為の、空間はありますか？



6 【点検用はしご】

- ・はしごがさびて、壊れていませんか？



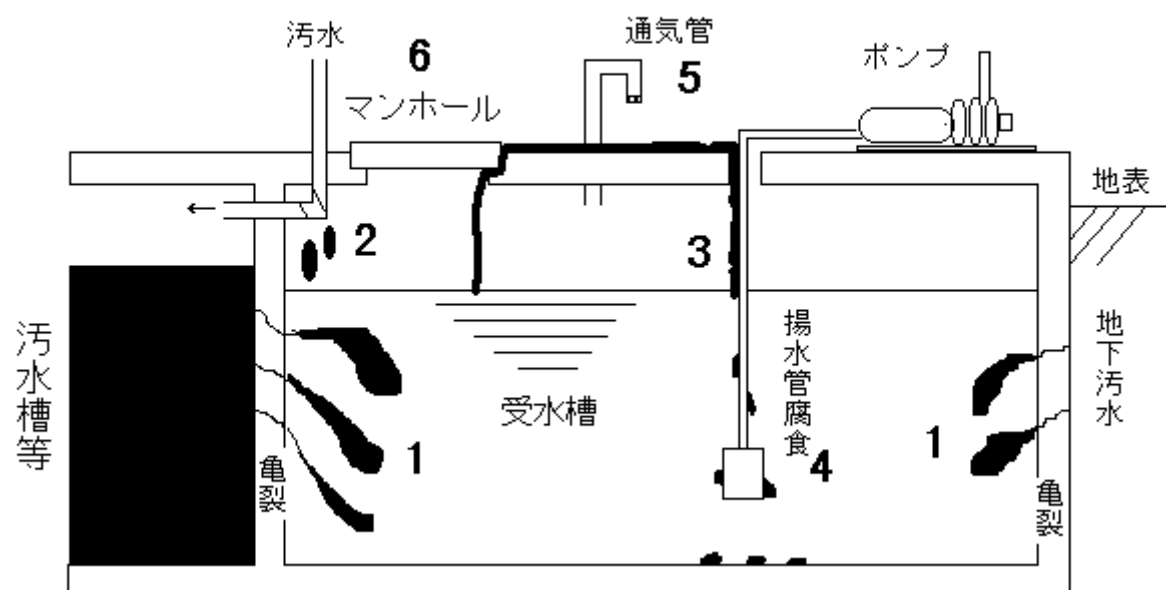
他 【水槽内】

- ・さび、水あかななどで水槽の中は汚れていませんか？
- ・ネズミなどの死骸はありませんか？



(イ) 地下式受水槽のチェックポイント

＊現在この地下式受水槽の新設は認められません。



1 【受水槽内】

- ・受水槽の壁に亀裂がありませんか？
- ・水槽の中は汚れていませんか？
- ・さび・水あか・ネズミなどの死がいはありませんか？

2 【汚水管等】

- ・受水槽内に不要な配管はありませんか？
- ・汚水管等からの漏水はありませんか？

3 【揚水管基部】

- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？

4 【揚水管等】

- ・揚水管等が腐食していませんか？
- ・受水槽底部にさび等がありますか？

5 【通気管】

- ・防虫網はついていますか？

6 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになっていませんか？
- ・立ち上げはありますか？
- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？
- ・さびていませんか？

(ウ) 水質基準表（令和２年４月１日改正）

No.	項 目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/1 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/1 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/1 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/1 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/1 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/1 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/1 以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1 以下であること。
30	ブロモホルム	0.09 mg/1 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/1 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/1 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム（硬度）	300 mg/1 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/1 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

(エ) 水質検査

a 工事設計書添付用及び原水の水質検査（年１回）

No.	項 目 名	塩素消毒以外の 浄化設備		備 考
		あり	なし	
1	一般細菌	○		<定期原水検査> (1)原則として、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(※１)に年１回以上、３９項目(※２)について実施すること。 なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、必要に応じ実施すること。 (2)クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年１回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を実施すること。(※３) また、３年に１回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びブストレーナーの状況、蓄積物の状況等の点検を行うこと。
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○		
4	水銀及びその化合物	○		
5	セレン及びその化合物	○		
6	鉛及びその化合物	○		
7	ヒ素及びその化合物	○		
8	六価クロム化合物	○		
9	亜硝酸態窒素	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
12	フッ素及びその化合物	○		
13	ホウ素及びその化合物	○		
14	四塩化炭素	○		
15	1,4-ジオキサン	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		<工事設計書に記載すべき水質試験の結果> ４０項目(※２)について実施すること。 ※１ 降雨、降雪、洪水、渇水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。 ※２ 全項目（５１項目）のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。）及び味を除く。 ※３ 指標菌の検査結果が陽性の場合は、速やかに保健所に報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリプトスポリジウム対策については、保健所に相談すること。
17	ジクロロメタン	○		
18	テトラクロロエチレン	○		
19	トリクロロエチレン	○		
20	ベンゼン	○		
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	○		計
33	アルミニウム及びその化合物	○		
34	鉄及びその化合物	○		
35	銅及びその化合物	○		
36	ナトリウム及びその化合物	○		
37	マンガン及びその化合物	○		
38	塩化物イオン	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		
40	蒸発残留物	○		
41	陰イオン界面活性剤	○		
42	ジェオスミン	○		
43	2-メチルイソボルネオール	○		
44	非イオン界面活性剤	○		
45	フェノール類	○		
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○		
47	pH値	○		
48	味			
49	臭気	○		
50	色度	○		
51	濁度	○		
	嫌気性芽胞菌	○	○	
	計	40	2	

b 浄水の給水開始前水質検査

No.	項 目 名	実施 項目	備 考
1	一般細菌	○	<水質検査項目> 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は、改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。 なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。 <採水場所> 水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと（高置水槽ごと）に1地点以上選定すること（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く）。 なお、ただし書きの規定により検査を省略する場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査の省略はできない。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ベンゼン	○	
21	塩素酸	○	
22	クロロ酢酸	○	
23	クロロホルム	○	
24	ジクロロ酢酸	○	
25	ジブロモクロロメタン	○	
26	臭素酸	○	
27	総トリハロメタン	○	
28	トリクロロ酢酸	○	
29	ブロモジクロロメタン	○	
30	ブロモホルム	○	
31	ホルムアルデヒド	○	
32	亜鉛及びその化合物	○	
33	アルミニウム及びその化合物	○	
34	鉄及びその化合物	○	
35	銅及びその化合物	○	
36	ナトリウム及びその化合物	○	
37	マンガン及びその化合物	○	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	
40	蒸発残留物	○	
41	陰イオン界面活性剤	○	
42	ジェオスミン	○	
43	2-メチルイソボルネオール	○	
44	非イオン界面活性剤	○	
45	フェノール類	○	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
	計	51	

○ 浄水の定期水質検査（毎日）

項 目 名	備 考
色	給水管末において、色、濁り及び残留塩素を 1 日 1 回以上検査すること。 (検査結果の記録表は、2 3 ページ参照)
濁り	
残留塩素	

d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）

No.	項 目 名	毎月	発生時期 毎月	3 箇 月に 1 回	緩和 措置	備 考
1	一般細菌	○				※ 1 水道により供給される水について、連続的に計測及び記録がなされている場合は3箇月に1回以上とすることができる。 ※ 2 水源に藻類の発生が少なく検査を行う必要がないと認められる期間は省略することができる。 ※ 3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準値の5分の1以下であるときは1年に1回以上、また、過去3年間の当該項目の検査結果が水質基準値の10分の1以下であるときは3年に1回以上とすることができる。 ※ 4～7 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、下表の右欄に掲げる事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、※3の規定にかかわらず、当該項目の検査を省略することができる。 なお、それぞれの項目に付されている緩和措置に基づき、省略を行った場合であっても3年に1回は検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認すること。
2	大腸菌	○				
3	カドミウム及びその化合物			○	※3, 4	
4	水銀及びその化合物			○	※3, 4	
5	セレン及びその化合物			○	※3, 4	
6	鉛及びその化合物			○	※3, 5	
7	ヒ素及びその化合物			○	※3, 4	
8	六価クロム化合物			○	※3, 5	
9	亜硝酸態窒素			○	※3	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	※3	
12	フッ素及びその化合物			○	※3, 4	
13	ホウ素及びその化合物			○	※3, 4	
14	四塩化炭素			○	※3, 6	
15	1,4-ジオキサン			○	※3, 6	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	※3, 6	※ 4 原水、水源及びその周辺の状況 ※ 5 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況。 ※ 6 地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。 ※ 7 湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該項目を産出する藻類の発生状況を含む。
17	ジクロロメタン			○	※3, 6	
18	テトラクロロエチレン			○	※3, 6	
19	トリクロロエチレン			○	※3, 6	
20	ベンゼン			○	※3, 6	
21	塩素酸			○		
22	クロロ酢酸			○		
23	クロロホルム			○		
24	ジクロロ酢酸			○		
25	ジブロモクロロメタン			○		
26	臭素酸			○	※4	
27	総トリハロメタン			○		
28	トリクロロ酢酸			○		
29	ブロモジクロロメタン			○		
30	ブロモホルム			○		
31	ホルムアルデヒド			○		
32	亜鉛及びその化合物			○	※3, 5	注 意 本緩和措置は、給水開始前水質検査には適用されない。 採水場所については、b 給水開始前検査の備考を参照のこと。
33	アルミニウム及びその化合物			○	※3, 5	
34	鉄及びその化合物			○	※3, 5	
35	銅及びその化合物			○	※3, 5	
36	ナトリウム及びその化合物			○	※3, 4	
37	マンガン及びその化合物			○	※3, 4	
38	塩化物イオン	○※1				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	※3, 4	
40	蒸発残留物			○	※3, 4	
41	陰イオン界面活性剤			○	※3, 4	
42	ジェオスミン		○※2, 7			
43	2-メチルイソボルネオール		○※2, 7			
44	非イオン界面活性剤			○	※3, 4	
45	フェノール類			○	※3, 4	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○※1				
47	pH値	○※1				
48	味	○※1				
49	臭気	○※1				
50	色度	○※1				
51	濁度	○※1				
	計	9	2	40		

e 臨時水質検査（浄水検査）

No.	項 目 名	実施項目	備 考
1	一般細菌	○	<検査項目等> 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。 （●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。） ・臨時の水質検査を実施した項目については、当該月の定期水質検査項目から省略できる。 <検査が必要なとき> ・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。 ・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ・浄水工程に異常があったとき。 ・水源の水質が著しく悪化したとき。（自己水源使用施設） ・水源に異常があったとき。（自己水源使用施設） ・その他必要のあるとき。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	●	
4	水銀及びその化合物	●	
5	セレン及びその化合物	●	
6	鉛及びその化合物	●	
7	ヒ素及びその化合物	●	
8	六価クロム化合物	●	
9	亜硝酸態窒素	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
12	フッ素及びその化合物	●	
13	ホウ素及びその化合物	●	
14	四塩化炭素	●	
15	1,4-ジオキサン	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●	
17	ジクロロメタン	●	
18	テトラクロロエチレン	●	
19	トリクロロエチレン	●	
20	ベンゼン	●	
21	塩素酸	●	
22	クロロ酢酸	●	
23	クロロホルム	●	
24	ジクロロ酢酸	●	
25	ジブロモクロロメタン	●	
26	臭素酸	●	
27	総トリハロメタン	●	
28	トリクロロ酢酸	●	
29	ブロモジクロロメタン	●	
30	ブロモホルム	●	
31	ホルムアルデヒド	●	
32	亜鉛及びその化合物	●	
33	アルミニウム及びその化合物	●	
34	鉄及びその化合物	●	
35	銅及びその化合物	●	
36	ナトリウム及びその化合物	●	
37	マンガン及びその化合物	●	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	
40	蒸発残留物	●	
41	陰イオン界面活性剤	●	
42	ジェオスミン	●	
43	2-メチルイソボルネオール	●	
44	非イオン界面活性剤	●	
45	フェノール類	●	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH値	○	
48	味	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
計		51	

4 保健所への報告

水質検査の結果、水質基準を超えた場合は、速やかにその旨を保健所に報告し、必要な措置を講じること。

5 汚染事故等の緊急時の措置

◆ 万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、関係者への周知・保健所への報告等必要な措置を講じること。

人の健康を害するおそれがあるときとは、次のような場合をいう。

- 水が病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

断減水が生じた場合も、その旨を保健所へ報告すること。

◇ 専用水道関係法令（抜粋）

《専用水道の定義》

水道法第3条第6項

この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 2 その水道施設の一日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

水道法施行令第1条第1項

水道法第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1500メートル
- 2 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

水道法施行令第1条第2項

法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

水道法施行規則第1条

水道法施行令第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供することとする。

《水質基準》

水道法第4条第1項

水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 3 銅、鉄、^{ふつ}弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 6 外観は、ほとんど無色透明であること。

水道法第4条第2項

前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《施設基準》

水道法第5条第1項

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 2 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 3 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。

- 4 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 5 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 6 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

水道法第5条第2項

水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

水道法第5条第3項

水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

水道法第5条第4項

前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

《確認》

水道法第32条

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

《確認の申請》

水道法第33条第1項

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

《準用》

水道法第34条第1項

第13条、第19条（第2項第3号及び第7号を除く。）、第20条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3（第7項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。（以下略）

《給水開始前の届出及び検査》

水道法第13条第1項

水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

《給水開始前の水質検査》

水道法施行規則第10条第1項

法第13条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

《給水開始前の施設検査》

水道法施行規則第 11 条第 1 項

法第 13 条第 1 項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について行うものとする。

《水道技術管理者》

水道法第 19 条第 1 項

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

水道法第 19 条第 2 項

水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

1～9（略）

水道法第 19 条第 3 項

水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

《水質検査》

水道法第 20 条第 1 項

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

水道法第 20 条第 3 項

水道事業者は、第 1 項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

《水質検査計画》

水道法施行規則第 15 条第 6 項

水道事業者は、毎事業年度の開始前に第 1 項及び第 2 項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

水道法施行規則第 15 条第 7 項

水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- 2 第 1 項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- 3 第 1 項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- 4 第 2 項の検査に関する事項
- 5 法第 20 条第 3 項 の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- 6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

《水質検査の委託》

水道法施行規則第15条第8項

法第20条第3項ただし書の規定により、水道事業者が第1項及び第2項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

- 1 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第2項の検査のみを委託する場合にあっては、ロ及びへを除く。）を含むこと。
 - イ 委託する水質検査の項目
 - ロ 第1項の検査の時期及び回数
 - ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）
 - ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
 - ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
 - ヘ 第2項の検査の実施の有無
- 2 委託契約書をその契約の終了の日から5年間保存すること。
- 3 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 4 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
- 5 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
- 6 水質検査の実施状況を第1号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

《健康診断》

水道法第21条第1項

水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

《衛生上の措置》

水道法第22条

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

《水道施設の維持及び修繕》

水道法第22条の2第1項

水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

水道法第22条の2第2項

前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

《水道施設の維持及び修繕》

水道法施行規則第17条の2第1項

法第22条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 2 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 3 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあっては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。
- 4 第2号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

水道法施行規則第17条の2第2項

水道事業者は、前項第2号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

- 1 点検の年月日
- 2 点検を実施した者の氏名
- 3 点検の結果

水道法施行規則第17条の2第3項

水道事業者は、第1項第2号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第4号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

《給水の緊急停止》

水道法第23条第1項

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

◇ 水質検査計画（令和 年度）（例示）

- 1 水質検査計画を策定するための留意事項（水質の状況、特殊な設備の設置状況等）

- 2 定期水質検査について
 - （１）給水栓における水質検査
 - ア 毎日検査
 - ・ 採水場所：
 - ・ 項目：色、濁り、遊離残留塩素
 - イ 水質基準に関する省令の事項についての検査
 - ・ 採水場所：
 - ・ 項目、検査回数及びその理由：別紙のとおり
 - （２）原水の検査
 - ・ 項目：
 - ・ 検査回数：年１回

- 3 臨時水質検査について
定期水質検査で基準値を超過した場合に実施する。その他、必要に応じて実施する。

- 4 水質検査機関について
名称：
委託の範囲：２（１）イ、（２）及び３の水質検査

- 5 その他水質検査について留意すべき事項

◇ 毎日検査記録表（例示）

月分

施設名
管理責任者

日付	管末採取時間	色	濁り	残留塩素濃度 (mg/L)	採取場所	測定者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

◇ 給水設備定期点検記録票（例示）

○：良好 △：要注意 ×：不良

区分	点 検 項 目	点 検 日												備考
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
一般	1 関係者以外の立入禁止措置は十分か													
	2 施設内の汚れが目立っていないか													
	3 危険個所はないか													
ポンプ室関係	4 室内に受水槽の汚染源となるものはないか													
	5 マンホール付近は整理され清潔か													
	6 マンホールのふたは密閉され、かさ上げは十分か													
	7 管・継手・弁類から漏水していないか													
受水槽関係	8 異臭はないか													
	9 槽内に浮遊物・沈殿物はないか													
	10 蚊・ハエ等生物が入っていないか													
	11 ボールタップ・定水位弁の作動はよいか													
	12 フート弁の作動はよいか													
	13 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	14 水槽に入る水量は正常か													
	15 槽に亀裂はないか													
	16 量水器の指示・作動状態はよいか													
	17 マンホールのふたは施錠されているか													
高架水槽関係	18 異臭はないか													
	19 槽内に変形・亀裂はないか													
	20 マンホールのふたは施錠されているか													
	21 槽に変形・亀裂はないか													
	22 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	23 塔屋・階段・手摺の状態はよいか													
揚水ポンプ・圧送ポンプ	24 ポンプ揚水量に異常はないか													
	25 軸受油量・色は正常か													
	26 グランドパッキンは正常か													
	27 音・振動・熱に異常はないか													
	28 ゲージ圧は正常に保たれているか													
	29 逆止弁の作動はよいか													
	30 レベルスイッチは正常に作動しているか													

揚水ポンプ・王送ポンプ	31 ブラシの摩耗は大きくないか														
	32 ブラシより花火・チャタリングを起こしていないか														
	33 スリップリング・整流子振動面の状態はよいか														
	34 電磁クラッチは正常に作動するか														
	35 満水検知管に異常はないか														
	36 槽の内外部に亀裂はないか														
	37 管接続部に空気・水漏れはないか														
	38 空気圧力は正常に保たれているか														
消毒設備関係	39 注入量は適正か														
	40 液の漏れはないか														
	41 薬液タンクの液量は十分か														
	42 音・振動・熱に異常はないか														
その他	43 窓・扉・照明機器に異常はないか														
	44 各装置・各部に塗装のはげ・腐食は著しくないか														
	45 工具類の整理がしてあるか														
	46 防虫網に異常がないか														
点 検 者 名															
(記事) 1 貯水槽清掃年月日： 年 月 日実施 2 整備・補修記録等															

◇ 水質検査機関（参考）

◆千葉市内の地方公共団体の機関

検査機関名称	電話番号	所在地
千葉市環境保健研究所	043-312-7911	千葉市若葉区大宮町 3816 番地

◆厚生労働大臣登録検査機関（千葉県を営業区域とするもの R7.3.31 現在）

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
8	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1 4 5 0 番地 1 1	http://www.saitama-kankyo.or.jp
9	一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 4 7	https://www.ibaraki-kensa.or.jp/
16	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目 1 2 番 1 1 号、千葉県千葉市中央区中央港一丁目 1 2 番 1 4 号及び千葉県千葉市中央区出洲港 1 4 番 1 2 号	https://www.chiba-kensacenter.com
38	一般財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目 1 5 番 1 号	https://www.kitasato-e.or.jp/
49	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目 1 9 番 1 0 号	https://www.toshoku.or.jp/
70	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2 0 5 1 番地 2	https://www.knights.co.jp/
73	株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目 1 9 番 5 号、愛知県名古屋市市中村区城主町二丁目 2 6 番 2 号、大阪府大阪市西淀川区姫島五丁目 4 番 1 0 号、広島県広島市西区己斐本町三丁目 1 3 番 1 6 号及び福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目 8 番 1 7 号	https://nesupport.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
75	株式会社江東微生物研究所	千葉県香取市吉原420番地1、千葉県旭市イ987番地1、千葉県木更津市新田三丁目4番30号、千葉県千葉市中央区矢作町384番10号、他	https://www.koutou-biken.co.jp/
76	平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3、群馬県太田市下浜田町1085番地40、茨城県常総市新石下3611番地、宮城県名取市美田園5丁目4番地10及び福島県郡山市堤1丁目131番地2	https://www.heiseiriken.co.jp/
87	株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625番地	https://www.tsukadagroup.com/companies/bunseki/
88	株式会社環境測定サービス	福島県いわき市内郷内町立町6番地の3、茨城県土浦市北神立町7番22及び茨城県水戸市石川四丁目3896番地の3	https://www.ems-kankyo.co.jp/
89	中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目3番7号及び広島県広島市西区横川新町9番12号	https://www.chugai-tec.co.jp/
96	環境未来株式会社	東京都小金井市緑町四丁目6番32号、石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、長野県松本市大字和田4010番地5及び長野県佐久市跡部106番2	https://kankyomirai.co.jp/
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	https://kgk-c.co.jp/
98	一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五丁目1番	https://www.kenko-kenbi.or.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
106	一般財団法人千葉県環境財団	千葉県千葉市中央区中央港一丁目11番1号	https://ckz.jp/
107	オーヤラックスクリンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地4	https://www.ocswweb.co.jp/
110	株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8及び岐阜県高山市桐生町七丁目41番地	https://ghl-sougouhoken.co.jp/
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10	https://www.kankyohozen.co.jp/
126	株式会社静環検査センター	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番10号、静岡県藤枝市高柳2310番地	https://www.seikankensa.co.jp/
135	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号及び福岡県福岡市東区東浜一丁目5番12号	https://www.ideacon.co.jp/
142	株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号	https://www.kazusakankyo.co.jp/
157	前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地	https://www.maezawa.co.jp/ja/index.html
159	株式会社総合水研究所	東京都江東区毛利一丁目19番10号江間忠錦糸町ビル6階、大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁目6番34号及び沖縄県国頭郡本部町字謝花88番地	https://mizuken.com/
166	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号、東京都東村山市青葉町二丁目38番1、愛知県名古屋市中村区中村町六丁目5番地及び大阪府大阪市中央区瓦町四丁目5番9号	https://www.wellthy.co.jp/
170	東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番17号	https://www.tts-4u.co.jp/
171	エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号	https://www.esc-g.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
179	芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3	https://www.s-semtek.co.jp/
181	株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3及び神奈川県平塚市東豊田369番地	https://daiwa-env.com/
184	株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市的場1361番地1	https://www.bml.co.jp/
190	アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地つくばテクノパーク豊里、東京都杉並区和泉二丁目7番5号及び沖縄県那覇市西二丁目6番11号神里マンションA-201	https://www.aquas.co.jp/
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号、神奈川県厚木市森の里若宮7番1号、他	https://www.kuritabunseki.co.jp/
207	東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7	http://www.tokai-plant.co.jp/
211	株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地	https://ubec.co.jp/
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号	https://www.ks-bunseki.com/
219	株式会社トータル環境システム	大阪府大阪市平野区長吉六反三丁目16番22号	https://tesys.co.jp/
224	株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6、群馬県邑楽郡邑楽町大字中野928番地2、東京都町田市忠生三丁目5番地4、神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13番2号及び山梨県南アルプス市小笠原6番地	https://www.s-kb.co.jp/
227	株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129番地の1	https://www.kankyo-kc.co.jp/
228	株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号及び神奈川県綾瀬市小園1116番	https://www.hitachi-ies-ds.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
230	日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号	https://www.js-net.co.jp/
240	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	https://www.n-bunseki.co.jp/
246	株式会社MCエバテック	茨城県つくば市観音台一丁目25番14号、三重県四日市市大治田三丁目3番17号、兵庫県尼崎市大浜町二丁目30番地及び熊本県宇土市北段原町230番地	https://www.mcet.co.jp/
252	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号及び埼玉県戸田市笹目二丁目5番地12	https://www.kankyougiken.co.jp/
261	株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6	https://www.shoei-roka.co.jp/
265	株式会社エステム	愛知県名古屋市南区弥次工町三丁目22番地の1	https://www.stem.co.jp/
266	ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号	http://www.hiro-ec.jp/

◎ご相談やお問い合わせは◎

千葉市保健所 環境衛生課 施設指導班

TEL：043-238-9940

FAX：043-238-9945

e-mail：kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

環境衛生課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>



令和7年4月 改訂